

岩見沢市建設工事標準契約約款第 2 1 条の運用の拡充について

平成 2 0 年 1 0 月 3 日市長決定

「岩見沢市建設工事標準契約約款第 2 1 条の運用基準について」(平成 2 0 年 9 月 4 日市長決定。以下「運用基準」という。)Ⅱ-2 (以下、「単品スライド条項」という。)の対象工事等について、下記により運用を拡充することとする。

記

1 対象工事等

原材料の高騰など価格上昇の要因が明らかな資材について、工事の請負代金額に大きな影響（請負代金額の 1 %以上）を及ぼす場合には、発注者・受注者間の個別協議により、運用基準Ⅱ-2 (2)の「主要な工事材料」と認め、単品スライド条項を適用できるものとする。

2 運用方法

当該資材に係る単品スライド条項の取り扱いは、運用基準（鋼材類又は燃料油の場合）に準じて行うものとする。

3 適用開始日等

- (1) この決定に係る適用開始日は、平成 2 0 年 1 0 月 6 日とする。
- (2) 工期の末日が適用開始日以降で平成 2 0 年 1 2 月 3 0 日以前である工事に係る単品スライド条項に基づく請負代金額の変更について、工期中かつ平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日までに変更の請求がなされた場合には、当該請求の際に残工期が 2 月未満であってもこれを行うことができるものとする。